

## 田原市告示第64号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度に田原市（以下「市」という。）が発注する建設工事並びに設計、測量及び建設コンサルタント等業務（以下「設計コンサル」という。）並びに物品の製造及び販売、物品の買受け並びに役務の提供等（以下「物品・その他委託」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び資格審査の手續について次のように定めたので、令第167条の5第2項（令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和元年11月26日

田原市長 山下政良

### 1 競争入札に参加できない者

- (1) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同条第4項の規定により

許可の更新の申請をしている場合において、許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。

- (3) 建設工事にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が平成30年7月1日から令和元年6月30日までの間にあるもの（決算期の変更等により審査基準日がこの期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日から遡って審査基準日が1年7月以内にあるもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- (6) 入札参加資格審査申請（別送書類を含む。）について虚偽の事項を故意に記載した者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）並びに同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(8) 市、愛知県及び国の賦課する税のうち、市が指定するものが未納である者

## 2 入札参加資格審査申請の方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところにより市長に申請しなければならない。

### (1) 受付期間

#### ア 定時受付

令和2年1月6日から同年2月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで

#### イ 随時受付

建設工事及び設計コンサルにあっては令和2年4月1日から令和4年1月31日まで（休日等及び12月29日から翌年1月3日までの日（休日等を除く。以下「休業日」という。）を除く。）の午前8時から午後8時まで、物品・その他委託にあっては令和2年4月1日から令和4年2月17日まで（休日等及び休業日を除く。）の午前8時から午後8時まで

### (2) 申請方法

#### ア 建設工事及び設計コンサル

インターネットを利用してあいち電子調達共同システム（CALS/E C）ポータルサイトにアクセスし、必要事項を入力した上で、申請データを送信すること。

アドレス

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

イ 物品・その他委託

インターネットを利用してあいち電子調達共同システム（物品等）ポータルサイトにアクセスし、必要事項を入力した上で、申請データを送信すること。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

(3) 別送書類（各種証明書等）

(2)による申請データを送信後、(7)に規定する申請要領が定める別送書類を提出すること。

(4) 別送書類の提出期間

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内必着。ただし、最終提出期限は、建設工事及び設計コンサルにあっては令和2年2月25日必着、物品・その他委託にあっては令和2年2月20日必着とする。

イ 随時受付

(2)により送信した日から7日以内必着

なお、提出期間の最終日が休日等又は休業日に当たる場合は、その日以後の最初の平日とする。

(5) 別送書類の提出方法及び提出先

次の場所へ原則として郵送により提出するものとする。

郵便番号 441-3492

田原市田原町南番場 3 0 番地 1

田原市役所総務部契約検査課

(6) 申請営業所等

申請は、建設工事にあつては建設業法上の主たる営業所が、設計コンサル及び物品・その他委託にあつては本店又は本社が行うこと。

なお、建設工事にあつては、申請を行う営業所において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けていること。

(7) 申請要領

申請に当たっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める要領を熟読して申請に臨むこと。

ア 建設工事 令和 2 年度及び令和 3 年度入札参加資格審査  
申請要領 [建設工事]

イ 設計コンサル 令和 2 年度及び令和 3 年度入札参加資格  
審査申請要領 [設計・測量・建設コンサルタント等業務]

ウ 物品・その他委託 令和 2 年度及び令和 3 年度入札参加資  
格審査申請要領 [物品・その他委託]

3 資格審査

1 の競争入札に参加できない者に該当しないことを調査し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定めるところにより審査する。

(1) 建設工事 入札参加資格審査を希望する業種ごとに、建設業法第 2 7 条の 2 9 第 1 項に規定する総合評定値による審査

(2) 設計コンサル 入札参加資格審査を希望する業種ごとに、年間平均実績高、自己資本額、有資格者数及び営業年数についての総合的な審査

(3) 物品・その他委託 入札参加資格審査を希望する業種ごとに、製造・販売等実績高、自己資本額、従業員の数、流動比率、営業年数及び設備についての総合的な審査

#### 4 審査結果

入札参加資格審査の結果については、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）及びあいち電子調達共同システム（物品等）により通知する。

#### 5 入札参加資格の有効期間及び更新手続

##### (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付にあっては、令和2年4月1日）から令和4年3月31日までとする。ただし、令和4年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有する。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年度以降に令和4年度及び令和5年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請するものとする。

#### 6 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請を行った者は、申請した内容に変更等があったときは、申請したシステムを利用して速やかに変

更手続を行わなければならない。ただし、定時受付に係る申請後の変更は、令和2年4月1日以降に受け付ける。

## 7 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が、次のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者  
又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 暴力団並びに暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められた者
- (7) (1)から(6)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使

用人として使用した者

(8) 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者

(9) 入札参加資格審査申請（別送書類を含む。）について虚偽の事項を故意に記載した者

8 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により、入札参加資格者として認められた者が、会社更生法第41条第1項に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）及び民事再生法第33条第1項に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）となったときは、再度の競争入札参加資格審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

9 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成20年国土交通省告示第85号）附則4又は

6の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

#### 10 その他

- (1) 入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができるものとする。
- (2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。
- (3) 令和2年度及び令和3年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。
- (4) この告示の入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格は、田原市水道事業及び下水道事業並びに田原市土地開発公社が発注する建設工事、設計コンサル及び物品・その他委託に関する競争入札においても適用するものとする。